

## 特別養護老人ホーム回春堂 利用料金表

## 1. 基本利用料(介護保険適用時の自己負担額が1割の場合※)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
要介護度別サービス 利用料金(日額)	589	659	732	802	871	
1日あたりの居住費	855 (多床室)		1,171 (個室)			
1日あたりの食費	1,445					
合計(月額)	多床室	86,670	88,770	90,960	93,060	95,130
30日	個室	96,150	98,250	100,440	102,540	104,610

※介護保険に係る利用料金の自己負担額は、「介護保険負担割合証」に記載された負担割合により決定します

居住費と食費についての自己負担額は、負担限度額認定を受けている場合において、認定証に記載されている負担限度額となり下記の金額となります。

負担段階	居住費	食費
第1段階	0	300
第2段階	370	390
第3段階①	370	650
第3段階②	370	1,360

●別世帯にいる配偶者が住民税課税の方及び預貯金等が一定額以上ある方は、第1段階から第3段階の対象外となります

負担限度適用後料金(月額30日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	多床室 26,670	28,770	30,960	33,060	35,130
	個室 36,270	38,370	40,560	42,660	44,730
第2段階	多床室 40,470	42,570	44,760	46,860	48,930
	個室 41,970	44,070	46,260	48,360	50,430
第3段階①	多床室 48,270	50,370	52,560	54,660	56,730
	個室 61,770	63,870	66,060	68,160	70,230
第3段階②	多床室 69,570	71,670	73,860	75,960	78,030
	個室 83,070	85,170	87,360	89,460	91,530

## 2. 介護保険に係る加算料金(介護保険適用時の自己負担額が1割の場合※)

加算項目(全員)	金額	加算項目(対象者のみ)	金額
日常生活継続支援加算	36(日)	初期加算	30(日)
看護体制加算Ⅰ	4(日)	安全対策体制加算	20(回)
看護体制加算Ⅱ	8(日)	准ユニットケア体制加算	5(日)
夜勤職員配置加算Ⅰ	13(日)	療養食加算	6(回)
科学的介護推進体制加算	50(月)	経口移行加算	28(日)
栄養マネジメント強化加算★	11(日)	経口維持加算Ⅰ	400(月)
褥瘡マネジメント加算Ⅰ☆	3(月)	経口維持加算Ⅱ	100(月)
褥瘡マネジメント加算Ⅱ☆	13(月)	外泊時費用	246(日)
排せつ支援加算Ⅰ☆	10(月)	看取り介護加算Ⅰ(死亡日45日前~31日前)	72(日)
排せつ支援加算Ⅱ☆	15(月)	看取り介護加算Ⅰ(死亡日30日前~4日前)	144(日)
排せつ支援加算Ⅲ☆	20(月)	看取り介護加算Ⅰ(死亡日前々日、前日)	680(日)
協力医療機関連携加算Ⅰ☆	100(月)	看取り介護加算Ⅰ(死亡日)	1280(日)
協力医療機関連携加算Ⅱ☆	5(月)	退所時情報提供加算	250(回)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ☆	10(月)	退所時栄養情報連携加算	70(回)
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ☆	5(月)	再入所時栄養連携加算	200(回)
生産性向上推進体制加算Ⅰ☆	100(月)	自立支援促進加算	280(月)
生産性向上推進体制加算Ⅱ☆	10(月)	新興感染症等施設療養費	240(日)
介護職員処遇改善加算Ⅰ◆	1ヶ月の介護保険総単位数×8.3%		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ◆	1ヶ月の介護保険総単位数×2.7%		
介護職員等ベースアップ支援加算◆	1ヶ月の介護保険総単位数×1.6%		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ◇	1ヶ月の介護保険総単位数×14.0%		

※介護保険に係る利用料金の自己負担額は、「介護保険負担割合証」に記載された負担割合により決定します

★国が定める基準に適合した場合に算定します

☆国が定める基準に適合した場合にⅠまたはⅡ、Ⅲのいずれかを算定します

◆2024年5月を以て算定終了

◇2024年6月から算定開始

## 3. その他の自費利用料

① 理美容代	実費
② 電気コンセント使用料	50円 / 日
③ 新聞雑誌	実費
④ 催事参加料	実費
⑤ レクリエーション活動材料費	実費
⑥ 金銭管理費	1,000円 / 月
⑦ 日常生活品の購入代	実費